

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1519号)

平成30年8月24日

横情審答申第1519号
平成30年8月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年4月3日環創管保第2376号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「横浜環状南線（一般国道468号首都圏中央連絡自動車道）新設に伴う
金井汚水幹線等との交差構造について（回答）に至る事前打ち合わせ等文
書・メモ」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜環状南線（一般国道468号首都圏中央連絡自動車道）新設に伴う金井汚水幹線等との交差構造について（回答）に至る事前打ち合わせ等文書・メモ」を保有していないとして、非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜環状南線（一般国道468号首都圏中央連絡自動車道）新設に伴う金井汚水幹線等との交差構造について（回答）に至る事前打ち合わせ等文書・メモ」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年2月27日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件開示請求の内容から、審査請求人は、実施機関と東日本高速道路株式会社関東支社横浜工事事務所（以下「本件事業者」という。）の横浜環状南線（一般国道468号首都圏中央連絡自動車道）新設に伴う金井汚水幹線等との交差構造についての協議（以下「本件協議」という。）に係る事前打合せ等の際に、実施機関が作成した文書を求めているものと解した。
- (2) 本件協議については、本件事業者から「横浜環状南線（一般国道468号首都圏中央連絡自動車道）新設に伴う金井汚水幹線等との交差構造について（協議）」（以下「本件協議書」という。）を受領後、本件事業者との資料の提示・口頭による協議を行い、「横浜環状南線（一般国道468号首都圏中央連絡自動車道）新設に伴う金井汚水幹線等との交差構造について（回答）」（以下「本件回答書」という。）を作成・交付しており、その過程において、本件開示請求に係る文書は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。
- (3) 本件審査請求を受けて、改めて本件審査請求文書の有無について、当時の担当者

に確認したところ、本件協議書の提出以前に、計3回事前打合せを行っており、その際、本件事業者から資料を取得した可能性はあるが、取得していたとしても、協議成立後は不要となるため廃棄しているとのことであった。したがって、開示請求日時点において実施機関では、本件審査請求文書は保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 交差部分の離隔は極めて近接の30センチメートル程度しかなく、協議に同意するには十分な検討期間が必要であると考え、本件事業者から本件協議書が提出されてから実施機関が本件回答書を交付するまでの期間はわずか7日間であり、本件回答書を交付するにあたっては、事前打合せがあったはずであると考え。この事前打合せの際の文書・メモが存在するはずであり、非開示としたことは極めて不当である。
- (3) 実施機関は「・・・下水道管きよ等に影響が出ないことを前提として、工事施工の同意をしています。」と弁明書で説明しているが、それならば事前打合せでの文書・メモやその根拠となる資料を、行政施策の透明性・説明責任の観点から、保有しておかなければならない。保有していないことはあり得ない。
- (4) 実施機関は、本件事業者から資料を取得していたとしても協議成立後は不要となるため廃棄していると述べているが、なぜ不要となったかを、説明しなければならない。
- (5) 改めて本件協議書を見てみると「2.工事施工にあたって、金井汚水幹線等と近接しているため、金井汚水幹線等に影響がないよう施工してください」とお願いをしているに過ぎない。当然、事前打合せの中で、工事により金井汚水幹線等に支障をきたした場合の協議はしているはずである。事前打合せ文書等を廃棄するはずがない。

5 審査会の判断

- (1) 公共下水道施設の管理に係る事務について

横浜市が管理する下水道の排水管きよの付近で当該排水管きよの埋設位置より深い

場所で掘さく工事を行う場合、横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号。以下「下水道条例」という。）第25条第1項の規定に基づき、横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号）第38条第1項に規定する公共下水道の付近地掘さく届出書により、その旨を横浜市長に届け出なければならない。届出を行う工事の中でも大規模な掘さく工事の場合等には、上記の届出をする前に、法的根拠があるものではないが、工事施工者からの申出により工事施工者と環境創造局下水道管路部管路保全課（以下「管路保全課」という。）で協議を行うことがある。この際、工事施工者から協議書が提出された場合には、管路保全課は回答書を作成して回答している。また、協議書の提出に先立ち事前の打合せを行うこともある。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件協議書は、平成23年3月18日に本件事業者から管路保全課に提出され、管路保全課は平成23年3月25日に本件回答書で協議内容について問題のない旨を回答している。

イ 開示請求書の記載等から、本件審査請求文書は、本件協議に関する本件協議書提出前の事前打合せの段階若しくは本件協議書提出から回答までの段階において実施機関が作成した文書（以下「文書1」という。）又は実施機関が本件事業者から取得した資料等の文書（以下「文書2」という。）であると解される。

ウ 実施機関は、本件審査請求文書のうち、文書1は作成しておらず、文書2は取得していた可能性はあるが、仮に取得していたとしても協議成立後に不要となるため廃棄していることから、保有していないとして非開示としている。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を保有していないと説明しているため、当審査会が平成30年5月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件協議については、法的根拠のあるものではなく、本件協議を行わずに下水道条例第25条第1項の届出を提出することもできる。

(イ) 本件協議では、本件協議書の提出前に計3回事前打合せを行っている。この事前打合せは、本件協議書の添付資料に問題や不足がないかを確認するために、口頭又は本件事業者からの資料の提示により行っていたものである。最終的な本件協議書の添付資料は、別途、本件回答書及び本件協議書とともに全部開示している。

- (ウ) 事前打合せの際に、事業者から資料を取得することはあるが、必要な資料は全て協議書に添付されることとなるので、それ以外の事前打合せで取得した文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「行政文書管理規則」という。）第10条第2項で規定する保存期間が1年未満の「会議等で受領した軽微な行政文書」に該当し、行政文書管理規則第13条第2項に基づき、協議成立後に事務処理上不要となるため、廃棄している。
- (エ) 実施機関が本件協議の担当者から聞き取りをしたところ、文書2については取得していたと思われるが、取得していたとしても上述の行政文書管理規則の規定に基づき既に廃棄しているとのことであった。
- (オ) 本件協議に係る工事は、既存の金井汚水幹線と工事を行う際のシールドとの離隔距離が30センチメートル以上確保されており、実施機関としては工事により金井汚水幹線等に支障が生じるとは考えていない。
- イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 実施機関の説明によると、文書1は作成しておらず、文書2は取得していた可能性があるが、仮に取得していたとしても協議成立後に不要となり、廃棄しているため、存在しないとのことであった。

なお、実施機関は、非開示決定通知書及び弁明書において、本件協議書の提出後に資料の提示・口頭による協議を行ったと記載しており、前述(3)ア(イ)の事情聴取での説明と食い違いがあるため、この点について当審査会は実施機関に説明を求めた。実施機関によると、実施機関が当時の担当者に本件協議について確認した結果、本件協議書提出前に3回の事前打合せを行っており、資料が十分に整ってから本件協議書が提出されたため、本件協議書提出後は資料の提示・口頭による協議を行っていないことが判明したとの説明であった。

- (イ) まず、文書1の不存在について、以下判断する。

本件協議は、下水道条例第25条第1項の届出を提出する前に、本件事業者からの依頼により実施された、いわば事前相談であり、本件回答書は本件協議書に対しての管路保全課の意向を示したものに過ぎない。事前打合せは、さらにその予備的な打合せに過ぎないから、事前打合せに関し何らかの行政文書を作成する必要があったとは考え難い。また、本件協議書の提出から回答までの段階において資料の提示・口頭による協議はなく、本件協議書提出後は短期間で本件回答書が決裁のうえで交付されていることから、本件回答書以外の文書が

作成されているとは考え難い。したがって、文書1は作成しておらず保有していないという実施機関の説明は、不自然とはいえない。

(ウ) 次に、文書2の不存在について、以下判断する。

行政文書管理規則第10条第2項では、「行政文書の保存期間は30年、10年、・・・1年又は1年未満とし、その基準は別表のとおりとする。」と規定しており、別表では保存期間1年未満の文書の基準として「会議等で受領した軽微な行政文書」、「局区内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書」及び「庶務に関する軽易な行政文書」を示している。

また、行政文書管理規則第13条第2項では、「・・・保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。」と規定している。

当審査会が確認したところ、文書2が「会議等で受領した軽微な行政文書」として保存期間1年未満の文書に該当するという実施機関の説明は、行政文書管理規則における基準からも不合理とはいえない。

実施機関は、文書2のうち、本件協議書提出前の事前打合せの段階で実施機関が本件事業者から取得した資料等の文書について、協議成立後に事務処理上不要となるため、廃棄したと説明している。また、当審査会が確認したところ、本件協議書提出から回答までの段階において、本件事業者から資料等の文書は取得していないとのことであった。本件協議において必要となる資料等の文書は全て本件協議書に添付されるとの実施機関の事情聴取の内容を踏まえれば、本件協議書提出前の事前打合せの段階で実施機関が本件事業者から取得した本件協議書の添付資料以外の資料等の文書は行政文書管理規則第13条第2項に基づき廃棄されることとなること、本件協議書提出から回答までの段階において協議は行っておらず、仮に何らかの資料等の文書を取得していたとしても追加の添付資料として本件協議書に添付されると考えられることから、これらの資料等の文書の存在が認められない以上実施機関の説明は不自然とはいえない。

以上のことから、文書2について、取得していた可能性はあるが、仮に取得していたとしても、行政文書管理規則第13条第2項の規定により廃棄しているとの実施機関の説明は、是認できる。

(4) 付言

ア 実施機関は、非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由欄に「・・・当該開示

請求に係る文書・メモは作成しておらず保有していないため。」とのみ記載している。一方、弁明書においては、この主張のほかに、文書2を取得していたとしても廃棄しており保有していないとの主張を追加している。

当審査会が事情聴取において、文書2を取得している可能性を非開示決定した当初から認識していたかについて、実施機関に確認したところ、当初から文書2を取得している可能性を認識していたが、非開示決定通知書には、文書2に関する記載をしなかったとのことであった。

イ 実施機関においては、行政文書の全部又は一部を開示しないときには、情報公開条例第13条の趣旨を踏まえ、適正に理由を付記するよう望むものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年4月3日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年4月20日 (第212回第三部会) 平成29年4月25日 (第302回第一部会) 平成29年4月27日 (第313回第二部会)	・諮問の報告
平成29年5月12日	・審査請求人から意見書を受理
平成30年3月26日 (第333回第二部会)	・審議
平成30年4月13日 (第334回第二部会)	・審議
平成30年5月14日 (第336回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成30年5月25日 (第337回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成30年6月8日 (第338回第二部会)	・審議
平成30年6月22日 (第339回第二部会)	・審議
平成30年7月2日	・審査請求人から意見書を受理
平成30年7月13日 (第340回第二部会)	・審議